人事 院は、 国家公務員法に基づき、 人事院規則二―三 (人事院事務総局等の組織) *(*) 部改正 一に関 し次の

人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十九日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則二—三—三八

人事院規則二―三 (人事院事務総局等の組織) の一部を改正する人事院規則

人事 院規則二—三(人事院事務総 局等の 組 (織) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

次の 表により、 改正 前 欄に 掲げる規定の傍線 を付 した部分 (以下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改 Ē 一後欄 に 撂 げ る規 定 0 傍線部 分が あるも \mathcal{O} は、 これを当該傍線 部 分の ように改め、 改正 後欄 に 撂 げ る規

げる規定 の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線部分がないものは、 これを削る。 定

 \mathcal{O}

傍

線部

分でこれに対

応す

る改

Ē

前欄

に掲げ

る規定

の傍線部分が

な

いもの

は

これを加え、

改正前間

欄

に掲

目次	改正後
目次	改正前

第四条 附則 第三章 第一章 びに参事官 第四章~第七章 事 第一 職員 情報管理室 玉 第二節・第三節 公文書監理 際課 略 (略) 務総 第三 福 事務総 第一節 節 · 第二章 章 祉 局 内部 局 に置く課、 等 事務総局に置く課、 一人を置く。 内部部[室 局 部局 (第四: に、 設置等 事務総局 略 次の 条 略 局 (略) 室、 五. に 第十六条) 局等 課 置 <u>「</u> 室、 課 二室及び四局並 の設置) 局等の設置 室、 局等 \mathcal{O} 第四条 第三章 事官一人を置く。 附則 第一 第四章~ 国際課 事務総局に置く 第一 職員福祉 第二節 ・ (同上) (同上) (新設) (新設) 章 第三 事務総[節 第一節 · 第二章 章 第七章 内部部1 第三節 局 事務総局に置く課及び局等の設置等 (第四条-内部部1 局に、 事務総 置等 局 課 (略) 次 略 局 (略) \mathcal{O} 局 局 第十六条) 五課及び四局並びに 等の設置) に置く 、課及び日 局等 \dot{O} . 参 設

(課長、室長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、各室に室長を、各

局に局長を置く。

イ 審議 情 報 官 化 審 公文書監 議官、 職員団: 理 官 サイバ 体 審議 官及び] セ キ 試 ユ リテ 験

議官)

第八条 員 団 リテ 充てら それ を置く。 べぞれ **|体審**| イ ・ 事務総1 れるも 関 情 議官 審 係 報 議 局 化 官 \mathcal{O} \mathcal{O} 審議官 人を、 ある 並びに人材局及び公平審 とする。 人を、 他 0 人材局に試 人 職 事 及びサ を、 務 を占め 総 職 局 験 員福 1 る者をも に公文書 審 バ 議 祉 官 局 査 セ 丰 12 0 局 職 12 て 理 ユ

2 · 3 (略)

4 る。 項に る情 事 務に関 公文 報 書監理 \mathcal{O} ての する公文書 公 開 事 官 \mathcal{O} 務並 適 は 正 な実 び 類 命 0 を受け 以関係事 施 管理及びこれ 0 確保 7 務 : に 係 を総括整 事 る重 に 院 関 \mathcal{O} 理 要 連 所 す す 掌

(課長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、各局に局長を置

<_°

官、 (審 職 議 員 官 寸 体 サイバ 審 議 官] 岌 セ Ű キ 試 ユ 験審 IJ テ 議官 1 情 報 化 審 議

第八条 それぞれ 12 キュリテ 職 人を置 員団: 事 [体審] 務総 審 1 • 議 情 議 官 局 報 並 官 人を、 化 びに 一人を、 審 人材! 議 事 官一人を、 局 務 材局に 総 及び公平 局 にサ 試 職員! 験 審 1 福 査 局 議 祉 官 局 12 七

2 · 3 (同上)

(新設)

5 平成二 を受け 項に る事 サ を総括整理する。 セキュ ムの整備 号に 1 サイ 務 バ ついての リテ \mathcal{O} て、 バ 十六年 お 運営 及 セキ] 1 て同 人事 び 1 セ 企画 \mathcal{O} 管理並びにこれらと併せて行 ユ 法律第百四 丰 (サイ ľ リテ 改善及び効率化に関する重要事 院 ユ |及び リテ \mathcal{O} 所掌 イをいう。 バ 立案に の確 イ] 号) 事 セキュ • 情報; 保並 務に関するサイ 第二条に 参 リテ 第 画 びに情報 化 + 審 イ基本は 議 規定する 関係 条 官 シ \mathcal{O} は わ ス 事 几 テ れ 第 命 4

平成二

六年法律第百

1四号)

第二条に規定する

セキ

ユ

リテ

1

サ

イバ

]

セキ

ユ

リティ基本

を受けて、

人事院

の所掌

事務

に

関するサイ

サ

1

バ

セ

キ

ユ

リテ

1

• 情

報

化

審

議

官

は、

命

6 · 7 (略)

(総務課の所掌事務等)

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさど

る。

· 二 (略

(削る)

(削る)

5 6 (同上)

を総

括

整

理する。

項に

ついての

企画

及

び

立

一案に

参

画

関係

務

る事務

 \mathcal{O}

運営

の改善及び効率化に関する重要

事

ムの

整備

及

Ű

管理並

びにこれらと併せて行

わ

れ

五号に

お

7

て同じ。

0

確保並

びに情報

報

ス

テ

サイ

バ

]

セキ

ユ

リテ

1

をいう。

次条第

項

第

(総務課の所掌事務等)

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさど

· 二 (同

上

る。

プロステン男子のこと。 三 総裁、人事官及び事務総長の官印

並

U

印の保管に関すること。

すること。四、公文書類の接受、発送、編集及び保存に関

2 3 四三 十二·十三 十二 十四・十五 (削る) (削る) (削る) (削る) 広報室に、 総務課に、 除く。)。 すること 人事院の事務の運営の改善及び効率化に関 (略) (情報管理室の 略 広報室を置く。 室長を置く。 (略) (略) 所掌に属するも 3 2 七十十 十五 十七 八~十四 十六 十八・十九 一十一 ・二十二 ること。 関すること。 ュリティの確保に関すること。 総務課に、 すること。 前項の各室に、室長を置く。 人事院の保有する情報 (同上) 人事院の保有する個 人事 院のご (同上) (同上) 所掌事 (同上)

五. 人事 院 \mathcal{O} 所掌事 務に関 する官報掲載 12 関 ずす

(削る)

ること。

人事院の事務の運営の改善及び効率化に関

務に関するサイ] セ

キ

人事院の情報システムの整備及び管理に

人情報の保護に関

す

0 公開に関するこ

情報管理室及び広報室を置く。

(新設)	第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務を (情報管理室の) 別等事務)
	四 人事院の保有する情報の公開に関するこ
	ること。
	三 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関す
	すること。
	二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関
	印の保管に関すること。
	一総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院
	をつかさどる。
(新設)	第十二条の三 公文書監理室は、次に掲げる事務
	(公文書監理室の所掌事務)
る。	
八号から第二十号までに掲げる事務をつかさど	
項第十七号に掲げる事務を、広報室は同項第十	
の運営の改善及び効率化に関する事務並びに同	
掲げる事務並びにこれらと併せて行われる事務	げる事務をつかさどる。
4 情報管理室は第一項第十五号及び第十六号に	4 広報室は、第一項第十二号及び第十三号に掲

つかさどる。

人事院の 所掌事務に関するサ 1] セキ ユ

IJ ティの確保に関すること。

人事院の情報システムの整備及び管理に 関

すること。

三 前二号に掲げる事務及びこれらと併 せ て行

ح کی ۰ われる事務の運営の改善及び効率化に関する

こと。

兀

人事院の

保有する個

人情報の

保護に

関する

(参事官の職務)

第十二条の五 (略)

(調査職)

第四十六条 (略)

2 事務総局に置く調査職は、 命を受けて、 事務

総局に置く五課、 二室及び参事官の所掌事 務 \mathcal{O}

うち専門的事項の 調査並びに企画及び立案に関

する事務を行う。

3

略

(参事: 官の (職務)

第十二条の三 (同上)

(調査職)

第四十六条 (同上)

2 門的事項 総局に置く五課 事務総局に置く調査職は、 \mathcal{O} 調 査 並 及び参事官の びに企画及び立案に関する事 命を受けて、 所掌事務のうち専

事務

3 務を行う。 (同上)